

精和病院移転・統合検討委員会設置要綱

第1条（目的）

精和病院（以下「病院」という。）の南部医療センター・こども医療センターへの移転・統合に向けて、新たな病院の運営の基本方針や役割・機能、さらに施設整備について必要な事項を検討するため、精和病院移転・統合検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条（所掌事務）

委員会は、精和病院移転・統合基本構想に関して、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 病院運営の基本方針に関する事
- (2) 病院の役割・機能に関する事
- (3) 立地要件・施設の条件整備に関する事
- (4) その他必要な事項

第3条（組織）

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 病院事業局長
- (2) 各県立病院長
- (3) 病院事業統括監
- (4) 保健医療部医療企画統括監、同部保健衛生統括監
- (5) その他委員長が適当と認める者

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、病院事業局長をもって充てる。

4 委員長は、委員会の会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者をその他の委員から互選により選任する（次条第3項及び第5条の場合を除く。）。

第4条（会議）

委員会は、委員長が招集する。

2 会議の議事進行は委員長が行う。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、委員長があらかじめ指定した者に議事進行をさせることができる。

第5条（委員の代理）

委員（委員長含む。）は、やむを得ない事情により委員会に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、欠席する委員と同一所属機関に属する者で、当該委員が指名するものとする。

3 代理者が委員会に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

第6条（ワーキングチーム等）

委員会は、必要と認める事項について検討させるため、ワーキングチーム等を置くことができる。

第7条（意見の聴取）

委員会は、必要に応じて委員以外の者に対して委員会への出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

第8条（庶務）

委員会に関する庶務は、病院事業局病院事業企画課医療企画班で処理する。

第9条（補則）

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

[第3条に基づく構成員]

No.	職名
1	病院事業局 病院事業局長
2	病院事業局 北部病院 院長
3	病院事業局 中部病院 院長
4	病院事業局 南部医療センター・こども医療センター 院長
5	病院事業局 宮古病院 院長
6	病院事業局 八重山病院 院長
7	病院事業局 精和病院 院長
8	病院事業局 病院事業統括監
9	保健医療部 医療企画統括監
10	保健医療部 保健衛生統括監
11	第3条第1項第5号委員